

大阪府条例第五十号

大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第十条―第三十三条）</p> <p>第四章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表（第三十四条―第四十条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節 事前協議（第四十一条）</p> <p>第二節 改善計画等（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第三節 調査、勧告及び公表（第四十六条―第四十八条）</p> <p>第四節 雑則（第四十九条・第五十条）</p> <p>第六章 雑則（第五十一条・第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第三十条まで（第十八条第六項及び第十一項、第二十五条第四項並びに第二十九条第二項を除く。）に定めるところによる。</p> <p>2 条例対象小規模特別特定建築物（別表二の項の中欄に掲げる特別特定建築物のうち、床面積の合計（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計。別表二の項において同じ。）が二百平方メートル未満のものを除く。第二十五条第二項を除き、以下同じ。）に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二条（令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第三項、第四項及び第八項から第十項までを除く。）、第二十二條、第二十三條、第二十五条第一項第二号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十六条、第二十七条、第二十九条並びに第三十条に定めるところによる。</p> <p>（便所）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第十条―第三十二条）</p> <p>第四章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表（第三十三条―第三十九条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節 事前協議（第四十条）</p> <p>第二節 改善計画等（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第三節 調査、勧告及び公表（第四十五条―第四十七条）</p> <p>第四節 雑則（第四十八条・第四十九条）</p> <p>第六章 雑則（第五十条・第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十九条まで（第十八条第五項及び第九項、第二十四条第四項並びに第二十八条第二項を除く。）に定めるところによる。</p> <p>2 条例対象小規模特別特定建築物に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二条（令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第三項、第七項及び第八項を除く。）、第二十二條、第二十三条、第二十四条第一項第二号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十五条、第二十六条、第二十八条並びに第二十九条に定めるところによる。</p> <p>（便所）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として</p>

高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。別表二の項を除き、以下同じ。)が千平方メートル未満の建築物においては、前項に規定する便所のうち、一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)に車椅子使用者用便房を設けなければならない。

3 (略)

4 床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物(共同住宅若しくは寄宿舎(以下この章において「共同住宅等」という。))又は下宿にあつては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所に光により火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けなければならない。

5・6 (略)

7 令第十四条第二項若しくは第二項の規定により設ける車椅子使用者用便房又は令第十四条第三項若しくは前項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設ける便房(第九項に規定する便房を除く。)は、次に掲げるものでなければならない。

一・二 (略)

8 床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物(共同住宅等又は下宿にあつては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。)においては、令第十四条第二項の規定により設ける車椅子使用者用便房のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数(当該数が令第十四条第二項の規定により設ける便房の数を超える場合にあつては、当該便房の数)以上に、大人のおむつ交換をすることができる長さ百五十七センチメートル以上のベッド(以下「大人用介護ベッド」という。)を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。

- 一 建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下の場合 一
- 二 建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え四万平方メートル以下の場合 二
- 三 建築物の床面積の合計が四万平方メートルを超える場合 当該床面積の合計を平方メートルで表した数値に二分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

9 令第十四条第三項に規定する便房(床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物(共同住宅等又は下宿にあつては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

一四 (略)

高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。)が千平方メートル未満の建築物においては、前項に規定する便所のうち、一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)に車椅子使用者用便房を設けなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 令第十四条第二項若しくは第二項の規定により設ける車椅子使用者用便房又は令第十四条第三項若しくは前項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設ける便房(次項に規定する便房を除く。)は、次に掲げるものでなければならない。

一・二 (略)

7 令第十四条第三項に規定する便房(床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあつては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 大人のおむつ交換をすることができる長さ一・二メートル以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。

一五 (略)

(ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室)

第十九条 (略)

2 令第十六条第二項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第七項第一号に掲げるものでなければならない。

(ホテル又は旅館の一般客室に係る経路)

第二十条 ホテル又は旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和二十三年法律第百二十八号)第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設(以下これらを「簡易宿所等」という。))を除く。以下この条、次条及び第二十九条において同じ。)については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、階段又は段を設けない経路(以下この条において「一般客室経路」という。)にしなければならない。ただし、知事が定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 一般客室経路のうち令第十九条第一項又は第二十五条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該一般客室経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前二項の規定は、適用しない。

(ホテル又は旅館の一般客室)

第二十一条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

四 (略)

2 (略)

第二十三条 (略)

(共同住宅等の居住者が利用する駐車場)

第二十四条 共同住宅等に設ける主として当該共同住宅等の居住者が利用する駐車場(以下「共同住宅等居住者用駐車場」という。)には、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の数(当該共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。)が百以上の場合は、当該駐車施設の数の百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により設ける車椅子使用者用駐

(ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室)

第十九条 (略)

2 令第十六条第二項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第六項第一号に掲げるものでなければならない。

(ホテル又は旅館の一般客室に係る経路)

第二十条 ホテル又は旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和二十三年法律第百二十八号)第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設(以下これらを「簡易宿所等」という。))を除く。以下この条、次条及び第二十八条において同じ。)については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、階段又は段を設けない経路(以下この条において「一般客室経路」という。)にしなければならない。ただし、知事が定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 一般客室経路のうち令第十九条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該一般客室経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前二項の規定は、適用しない。

(ホテル又は旅館の一般客室)

第二十一条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

四 (略)

2 (略)

第二十三条 (略)

車施設は、第二十八条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。

第二十五条 (略)

(案内設備)

第二十六条 令第二十一条第一項又は第二項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた車椅子使用者用便房に大人用介護ベッドを設ける場合には、当該大人用介護ベッドの配置を表示しなければならない。

2 (略)

第二十七条 (略)

(共同住宅等に係る経路)

第二十八条 共同住宅等については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

一 一三 (略)

2・3 (略)

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第十九条第一項又は第二十五条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第二十九条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十四条から第十八条まで、第二十二條、第二十三條及び第二十五条から第二十七條までの規定(ホテル又は旅館(簡易宿所等を含む。))にあつては第十四条から第十九条まで、第二十二條、第二十三條及び第二十五条から第二十七條まで、ホテル又は旅館にあつては第二十条及び第二十一条、共同住宅等にあつては第十四条から第十八条まで及び第二十二條から前条までの規定)は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 一五 (略)

六 共同住宅等居住者用駐車場

七 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。)については、令第二十六条第二項の規定にかかわらず、令第二十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、

第二十四条 (略)

(案内設備)

第二十五条 (略)

第二十六条 (略)

(共同住宅等に係る経路)

第二十七条 共同住宅又は寄宿舍(以下この章において「共同住宅等」という。)については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

一 一三 (略)

2・3 (略)

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第十九条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第二十八条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十四条から第十八条まで及び第二十二條から第二十六条までの規定(ホテル又は旅館(簡易宿所等を含む。))にあつては第十四条から第十九条まで、及び第二十二條から第二十六條まで、ホテル又は旅館にあつては第二十条及び第二十一条、共同住宅等にあつては第十四条から第十八条まで及び第二十二條から前条までの規定)は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 一五 (略)

六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。)については、令第二十六条第二項の規定にかかわらず、令第二十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、

「第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第十九条（第二項第五号を除く。）及び第二十條から前条まで」と読み替えるものとする。

（特別特定建築物に追加した特定建築物及び公立小学校等に関する読替え）

第三十条 第十一条各号に掲げる特定建築物及び令第五条第一号に規定する公立小学校等についての第十七条、第十八条第一項から第四項まで及び第十一項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第三十一条 (略)

（制限の緩和）

第三十二条 第十一条から第三十条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第十四条から第三十条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができる」と所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

第三十三条―第三十五条 (略)

（既設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表）

第三十六条 第三十四条第二項の規定により移動等円滑化情報公表計画書の届出をした既設等営業者は、当該移動等円滑化情報公表計画書に従って、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により、公表しなければならない。

2 第三十四条第二項の移動等円滑化情報公表計画書の届出をしない既設等営業者は、ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により自主的に公表するよう努めるものとする。

（移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出）

第三十七条 第三十四条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第一項各号に掲げる事項を変更したとき（旅館業法第三条の二、第三条の三又は第三条の四の規定により営業者の地位を承継した場合を含む。次条において同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第三十四条第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告の徴収）

第三十八条 知事は、第四章の規定の施行に必要な

「第十一条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条（第二項第五号を除く。）及び第二十條から前条まで」と読み替えるものとする。

（特別特定建築物に追加した特定建築物及び公立小学校等に関する読替え）

第二十九条 第十一条各号に掲げる特定建築物及び令第五条第一号に規定する公立小学校等についての第十七条、第十八条第一項から第三項まで及び第九項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第三十条 (略)

（制限の緩和）

第三十一条 第十一条から第二十九条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第十四条から第二十九条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができる」と所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

第三十二条―第三十四条 (略)

（既設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表）

第三十五条 第三十三条第二項の規定により移動等円滑化情報公表計画書の届出をした既設等営業者は、当該移動等円滑化情報公表計画書に従って、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により、公表しなければならない。

2 第三十三条第二項の移動等円滑化情報公表計画書の届出をしない既設等営業者は、ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により自主的に公表するよう努めるものとする。

（移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出）

第三十六条 第三十三条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第一項各号に掲げる事項を変更したとき（旅館業法第三条の二、第三条の三又は第三条の四の規定により営業者の地位を承継した場合を含む。次条において同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第三十三条第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告の徴収）

第三十七条 知事は、第四章の規定の施行に必要な

な限度において、第三十四条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、移動等円滑化情報の公表の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 (略)

(勸告)

第三十九条 (略)

- 一 第三十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第三十四条第二項の規定による届出について虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十五条又は第三十六条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 (略)

第四十条・第四十一条 (略)

(現況調査)

第四十二条 (略)

一 一七 (略)

八 (略)

イ 一八 (略)

ニ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号)第二条の規定による改正前の電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所

ホ・ヘ (略)

九 一 二三 (略)

第四十三条―第四十五条 (略)

(立入調査)

第四十六条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第四十一条第一項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

2 (略)

(勸告)

第四十七条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事(第四十一条第一項の工事をいう。次項において同じ。)に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 一 四 (略)

第四十八条 (略)

(仮設建築物等に対する特例)

第四十九条 第四十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一 一 三 (略)

な限度において、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者に対し、移動等円滑化情報の公表の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 (略)

(勸告)

第三十八条 (略)

- 一 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第三十三条第二項の規定による届出について虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十四条又は第三十五条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 (略)

第三十九条・第四十条 (略)

(現況調査)

第四十一条 (略)

一 一七 (略)

八 (略)

イ 一八 (略)

ニ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所

ホ・ヘ (略)

九 一 二三 (略)

第四十二条―第四十四条 (略)

(立入調査)

第四十五条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第四十条第一項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

2 (略)

(勸告)

第四十六条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事(第四十条第一項の工事をいう。次項において同じ。)に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 一 四 (略)

第四十七条 (略)

(仮設建築物等に対する特例)

第四十八条 第四十条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一 一 三 (略)

(国等に関する特例)

第五十条 第四十一条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

2 (略)

(事務処理の特例)

第五十一条 (略)

2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 第四十一条第一項の規定による協議に関する事務
- 二 第四十一条第二項の規定による届出の受理に関する事務
- 三 第四十六条第一項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務
- 四 第四十七条第一項及び第二項の規定による勧告に関する事務
- 五 第四十八条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務(第四十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第五十二条 (略)

別表(第十二条関係)

項 (略)	区分 (略)	規模 (略)
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計一〇〇平方メートル(用途の変更の場合にあつては、当該用途の変更に係る部分の床面積二〇〇平方メートル)
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計二〇〇平方メートル
	自動車修理工場(不特定が	

(国等に関する特例)

第四十九条 第四十条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

2 (略)

(事務処理の特例)

第五十条 (略)

2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四十条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 第四十条第一項の規定による協議に関する事務
- 二 第四十条第二項の規定による届出の受理に関する事務
- 三 第四十五条第一項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務
- 四 第四十六条第一項及び第二項の規定による勧告に関する事務
- 五 第四十七条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務(第四十条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第五十一条 (略)

別表(第十二条関係)

項 (略)	区分 (略)	規模 (略)
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計二〇〇平方メートル
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計二〇〇平方メートル
	自動車修理工場(不特定が多数の者が利用するものに限る。)	

三	つ多数の者が利用するものに限る。)	ル〇〇平方メートル
四・五	(略)	(略)
六	共同住宅	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇(令第十四条、第十八条及び第二十一条並びに第十八条、第二十三条、第二十四条、第二十六条)の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸(地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口)までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十九条及び第二十条並びに第十四条から第十七条まで、第二十二條、第二十五条及び第二十八条の規定の適用については、五〇)
七	(略)	(略)
備考	(略)	
三・四	(略)	(略)
五	共同住宅	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇(令第十四条、第十八条及び第二十一条並びに第十八条、第二十三条及び第二十五条)の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸(地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口)までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十九条及び第二十条並びに第十四条から第十七条まで、第二十二條、第二十五条及び第二十八条の規定の適用については、五〇)
六	(略)	(略)
備考	(略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第十三条、第十八条、第二十四条、第二十六条、第二十九条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第十九号に規定する特別特定建築物及び新条例第十一条各号に掲げる特定建築物(以下「特別特定建築物」という。)を新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下同じ。)又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした特別特定建築物の維持について適用し、この

条例の施行の日前に着手した建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。